

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定に基づき、神奈川県教育委員会委員長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成 27 年 8 月 28 日

神奈川県監査委員	真 島 審 一
同	高 岡 香
同	太 田 眞 晴
同	小 川 久仁子
同	茅 野 誠

1 措置の対象となった監査の結果

平成 27 年 3 月 31 日（神奈川県公報号外第 29 号）神奈川県監査委員公表第 7 号で公表した不適切事項が認められた 4 団体のうち教育委員会分 1 団体

2 監査の結果及び講じた措置の内容

<財政的援助団体等>

監査実施団体名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
アクティオ株式会社	平成27年 1 月 30日（平成26年11月 4 日及び同月 5 日職員調査）	（不適切事項） 神奈川県立足柄ふれあいの村の指定管理者として行う契約事務において、消防用設備等の点検業務について、同業務を総合管理業務契約の中で委託しているにもかかわらず、当該契約の相手方と別途同業務の委託契約を締結し、404,250円を過大に支払っていた。	不適切事項については、契約内容の確認が不十分であったことによるものであり、過払い分については還付請求を行い、平成26年12月30日に収入済となっている。 今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 県は、今後の適正な事務の執行について指導した。